

(法第29条)

1、令和6年度事業報告書

特定非営利活動法人子と親の発達支援塾ぽるて

今年度は報酬改定が大幅に行われ、通所支援事業の請求業務が混乱し、対応に追われた。また、各種委員会の義務化が開始され、そのための会議や研修などが加わり、職員の研修もしながら書類や業務の整理が求められ、職員にも新たな業務が加わって大変であった。その分、子どもたちは活動がルーチン化することでえ～るの流れを把握し、子どもたちなりに楽しむことを覚えている。皆を平等に呼び合うことで、子どもたちと職員の距離が縮まりつつある感じがする。自分からしたいことやそうでないことを言う子が増えた。毎年修繕が行われており、今年は畑の柵の安全を強化することができた。また、ホームページも外部に委託することで、少しずつ整理されてきている。

職員の所内研修は不定期ではあるが、少しずつ計画的に実施している。12月の餅つきは職員2名がコロナに罹患したことで、残念ながら中止になった。利用者からも残念な声が上がっている。2月には雪により、時間を短縮して開業した。コロナの時は感染症の、雪の時は自然災害のbCPの訓練ができ、業務の再考もできた。

療育等支援事業の再契約をあいわの里としたが、要望はなかった。

みどりが丘保育園が学童クラブを開始するに際し、送迎業務の委託を受け、四月から開始している。事業の4に掲げている交流促進事業として受託する予定である。子どもたちとの交流も進んでいる。また、みどりが丘の給食を弁当として提供してもらっている。

1月に県の実地指導があり、12月から準備に追われた。無事に終了したが、報告する指導と口頭での指導があった。報告書は提出した。運営規程と重要事項説明書の書き換えは済んだが、まだ残っている。県からの通知がはっきりなしにあり、すべてを呼んではいないが、プライバシー保護のための予算が組まれ、パーティーションの購入に補助金をいただくことができた。これまで段ボールで代用していたが、新しいものを購入できて、子供たちも喜んでいる。

2、事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(単位:円)
①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童福祉法に基づく障害児等放課後等デイサービス事業	毎週月～土曜日 冬休み、春休み、夏休み	放課後デイサービスえ～る	4名/日	障害を持つ子ども述べ2280名	20,042,910
②児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業	未実施					0
③障害児等療育支援事業の一部業務の再受託に関する事業	未実施	適宜				0
④学童クラブや老人クラブ等との交流・連携促進事業	近所を散歩し、住民との交流を図る。 みどりが丘学童クラブと交流	長期休み、放課後早帰りの日 2日	放課後デイサービスえ～る	4名/日	え～るの児童、学童クラブの児童10名ほど	0
⑤療育相談に関する事業	未実施				0	0
⑥子育て支援に関する事業	地域の子育て支援活動	通年	LINEによる情報提供 無料会議所	1名	障害児を持つ親の方や療育関係者	0